

市民文教委員会会議録

平成24年5月17日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:14

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

【 報告事項 】

1. 明星寺における産業廃棄物処理施設(破砕施設)
設置計画に係る市の意見書提出について (環境整備課)
2. 飯塚市斎場に係る指定管理施設の評価について (環境整備課)
3. 東日本大震災で発生したがれき広域処理の受入れ等の検討状況について (環境施設課)
4. 飯塚市ごみ専用指定袋等販売事務(四支所)委託の業者決定について (環境施設課)
5. 強風によるクリーンセンター車庫棟での事故発生の報告について (環境施設課)
6. 明星寺ごみ埋立地の市の責任に関する申し立てについて (環境対策課)
7. 飯塚市立学校の通学区域に関する規則の改正等について (学校教育課)
8. 有線放送柱倒壊による自動車破損について (潁田支所市民窓口サービス課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

平成23年6月、9月、平成24年3月の本会議において「請願第1号」の審査や関係する一般質問等における執行部の答弁に誤りがあったことが判明しております。この件について、市長より議長に対して来たる6月議会において訂正説明並びに陳謝をしたい旨の申し出がっておりますが、本会議における答弁は全議員に及ぶところですので、まずは各常任委員会においても訂正説明を受けることといたしました。本件について、執行部の発言を許します。

副市長

大変申し訳ありませんが、明星寺地区採石場周辺市道における車両制限問題に関し、本議会並びに所管委員会での執行部の答弁に誤りがあることが判明いたしましたので、お詫び申し上げますとともに訂正をお願いするものであります。誠に申し訳ありませんでした。

詳細につきましては、担当部署より説明をいたさせます。よろしく願いいたします。

都市建設部長

平成23年6月30日本会議に上程され、経済建設委員会での審査を経て採択されました「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」に関する質疑・質問等に対しまして、本会議並びに同委員会において誤った答弁をしていましたことをお詫び申し上げます。

当初、現地測量時の初歩的な道路幅の転記ミスにより、入口から300メートル以内に離合可能な箇所があり、大型車が通行可能な道路としておりましたが、地元立会での現地再測の結果、車両の制限を受ける道路であることが判明したものであります。これまで誤った答弁をしてきたことに対し、議会、委員会、地域住民の皆様には深く陳謝し、猛省いたすところであります。今後は職員一同業務の遂行にあたり、なお一層適切な道路行政に努めていきたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

また、関係職員につきましては、5月10日に処分が言い渡されたところでございます。

なお、「産業廃棄物処理施設の設置に係る環境調査書の意見書に対する見解書」についての市の意見書提出にあたり、市民環境部環境整備課に当該道路が通行する車両に対して制限を受

ける道路であることが判明した事を伝え、環境整備課ではその内容についても意見書に反映し、その提出期限である4月5日付けで4月12日に県へ提出されております。

土木管理課長

「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」に関し、本会議並びに経済建設委員会での答弁内容につきまして、誤りが判明いたしましたのでご説明申し上げます。

配布しております資料をご参照ください。請願書にあります明星寺団地北側の道路の平面図でございます。右側が団地東側入口となっております。中央部に赤色で表示しております団地東側入口より300メートルの箇所でございますが、昨年7月に開催された経済建設委員会に提出しておりました資料には、下段に表記していますように21メートルの区間は車道幅員が5メートル以上としておりました。しかし、今回現地精測の結果、車道幅員が5メートル未満であることが判明し、300メートル以内の区間に離合できる場所がなく、車両制限令により、車道幅員の2分の1を超える車両の通行が制限を受ける道路となったものであります。

これまで、当該道路は300メートル以内に車道幅員5メートル以上の離合場所があるため、大型車が通行可能な道路と誤って答弁しておりましたので、訂正させていただくものであります。また、道路幅員における車道幅員の考え方につきましても、車道幅員は道路幅員より左右の路肩幅を除いた幅員となるものであり、L形溝は路肩に含まれ、車道幅員には含まれないものであります。あわせて訂正をさせていただくものであります。

現地の測量データの誤記や再確認を怠るミス等が重なり、車両の通行制限に関して誤った判断をしてきたことに対し、議会並びに地元の皆様に深く陳謝をいたすところであります。

なお、大型車を通行させている事業者には、車両制限令により大型車の通行が制限される道路である事を文書で通知し、法の遵守を行うとともに5月25日までに措置を行うよう指示書を送付いたしております。

今後はこのようなミスが2度と起こらないようチェック体制を整え、業務に努めて参りたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長

本件については、6月議会において正式に取り扱われますので、質疑等はその際に行っていただきますようお願いいたします。

それでは「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

施設一体型小中一貫教育校建設に向けました幸袋中学校区、鎮西中学校区及び穂波東中学校区における進捗状況についてご報告させていただきます。

まずは幸袋中学校区でございます。幸袋中学校区におきましては、昨年10月1日から開始いたしました基本構想検討会に関しまして、12月21日に再スタートし、建設候補地についての検討を中心に毎月1回検討会を開催してまいりましたが、4月23日に開催された検討会におきまして、各候補地に関する質疑や意見もほぼ出尽くしたとして、3候補地のうち最も適当と考える候補地はどこかを確認するため、投票による意向確認が、これは参加者全員の意向から行なわれました。結果は、現幸袋小中学校敷に建て替えますK1候補地案が最多数となりました。今後でございますが、この意向を基に「飯塚市小中一貫校建設適地検討協議会幸袋地区専門部会」での審議を経て、協議会総会を開催し、その結果を教育委員会に提出していただき、教育委員会で審議を行う予定にしております。そういうことで、一部この幸袋中学校区での検討会の模様につきましては新聞報道等もなされておりますが、まだ教育委員会として正式決定には至っておりません。その状況をご報告させていただきます。

次に、鎮西中学校区でございます。鎮西中学校区におきましては、本年1月、斎場前農地を

建設地として決定いたしましたして、農地転用に係る事前協議を飯塚市農林振興課、農業委員会と連携をとりまして、福岡県水田農業振興課と行なっておりますが、いまだその事前協議が完了していない状況でございます。候補地として決めまして以降、時間が経っております。地域の方のご心配もあろうかということで、4月に現状を自治会長会連合会鎮西支部総会でご報告させていただきますとともに、5月上旬には関係農区農業者の方々へ個別に文書で状況をお知らせしておる状況でございます。今後も、早期に事前協議が終了するよう精力的に県との協議を進めてまいります。

次に、穂波東中学校区でございます。穂波東中学校区におきましては、本年1月、平恒小学校敷地を拡張し建設地とすることを決定いたしましたして、同様に農地でありますことから、農地転用に係る協議を行いました結果、計画は現学校敷きを拡張する計画というようなこともございまして、転用に向けての協議を受けるとの県のご意向を確認しておるところでございます。この結果を受け、4月に入り、自治会連合会穂波支部総会において建設地決定の報告を行なった後、代表的な地権者全員に意向をお伝えし、全員から前向きな返事をいただいております。また、測量委託も4月24日に入札が行なわれまして、5月から実施というようになっております。この時期に合わせまして、自治会のご協力を得まして、隣接地住民も含め文書により測量実施のお知らせを行っております。

また全体的な動きでございますが、3中学校区における学校建設に向けた協議組織の設置について、学校側や自治会等とその組織構成についての調整を現在進めております。早期にこの協議会を立ち上げ、今後の学校建設に向けた地域住民との協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

八児委員

審議された過程について少しお聞きしたいと思います。幸袋校区についてですけども、幸袋小学校に、投票でされたということでございますが、そこら辺のいきさつがわかれば少し教えていただけますか。というのが、かなり目尾小学校と距離が離れておると思いますので、なんでそういうふうな形が良いのかなということ、ちょっと疑問に思いますので、すみませんが、わかれば教えてください。

学校施設整備推進室主幹

先ほどもご報告いたしました、基本構想そのものの検討会ということで、当初は建設候補地についてのメリット・デメリットを論ずる場であり、候補地としての1番良いところを選定する場所ではありませんのでということで、開始をいたしましたのが昨年10月1日でございます。しかしながらそのような教育委員会の提案に対して、地域住民の方からそういうふうなことじゃなくて、やはり地域住民としてどこが1番良いのかということ、その意見を言ってもいいんじゃないかというようなこともございまして、以前にもご報告させていただきましたけれども、それで再整理をいたしまして、12月にこの幸袋地区におきましては再スタートを切ったいきさつがございます。その中でいろいろなご意見をいただいた中で、意見の多数のところを1番良いところというふうにとらえれば良いのではないかというようなことございしましたが、そういうことで5回ほど審議を重ねていったわけでございますけれども、なかなかここが1番良いんじゃないかというようなご意見というのがなかなか出てこない。この候補地についてはこういう問題があるというようなデメリット論を論じるご意見というのは多かったですけれども、ここが最適ではないかというようなご意見がなかなか聞かれない状況がありました。その中で、参加者の中から皆さんそれぞれにここが良いという候補地の思いはある

んだらうけれども、なかなかこういうふうな、人数的には60人参加をしていただいておりますので、意見が出しづらい状況があるのではないかとということで、投票により皆さんの意向というのを確認すべきじゃないかとということで、4月に開催をいたしました検討会で、投票という方法で皆さんの意見を聞いてみようかということを経理が諮られて同意をされたということでございます。特にこの投票の方法も2回に分けて行われました。まず1回目は、3つの候補地のうちのここが良いという2つの候補地を選んでもらおうと、そういうふうな形で自分が良いのではないかと思う候補地を2つ選んでくださいという形で投票が行われまして、その結果K3候補地、健康の森公園を活用する案でございますが、この得票数が最下位ということで、まずは2つの候補地に絞られました。現幸袋小中学校敷きと、もう1つの幸袋中の農地を利用する案の2つが残りまして、この2つについてさらに決選投票ではありませんけれども、どちらが良いのかということで投票が行われた結果、最終的にはK1候補地、現幸袋小中学校敷きを最適地とする意見が1番多かったという結果になっております。先ほども申し上げましたように、あくまでもこれは基本構想の検討会、幸袋で行われましたこの検討会の参加者の多数のご意見ということで、まだ最終的に決定をしたわけではございません。今後は建設適地検討協議会の中で、特に幸袋地区から出ていただいております幸袋地区専門部会の部会員さんによりまず会議をもちまして、そのご意向を確認し、適地検討協議会としてのご意見を教育委員会にあげていただき、教育委員会で審議ののち決定をさせていただきたいと考えております。

八児委員

しっかりやっていただきたいと思います。やはりかなり偏ったところにと言うと、言い方が申し訳ないんですけども、かなり目尾から遠くなっていくと、通学距離の問題が出てくるんじゃないかと、そこら辺を十分に検討していただいて、どのような形で小学校1年生が通っていくのか、しっかりと検討していただけたらと思います。これは要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

梶原委員

いま幸袋地区の学校の分です、地元の意見としては大体K1というところであるようですけれども、まだ決定はしていないと。その中で目尾から今の学校まで行く間に、やはり結構道路整備も難しい問題があるかと思っておりますけれども、そういった場合に目尾小学校の児童さんたちが鯉田小学校のほうに行くというような措置を考えておられるのかどうか、お尋ねいたします。

学校施設整備推進室主幹

これは前回、穂波東中学校区の建設候補地のご報告をさせていただいた際にもご質問いただきました。いわゆる穂波東中学校区としての他の校区との隣接地についての取り扱いについてのご質問でございました。今回の分も目尾地区、特に鯉田小学校に隣接する地域の子どものさん方への対応についてのご質問というふうに受け取りましたが、それについては現在、通学区域の弾力的運用という制度がございますので、ご要望がある際についてはその制度の範囲で対応を考えていきたいと考えております。

梶原委員

そうしますと、どの程度の児童数がですね、移動があるのか。そこら辺は考えてあると思っておりますけれども、そうなってくると今の小中一貫を目指していく中での、幸袋小学校と目尾小学校、それから幸袋中学校の1中学校、2小学校の連携というものの中で、新しいビジョンが描けない部分が出てくるのではなからうかと思っております。鎮西地区においてもですね、学校の問題、いま八木山は外れておりますけれども、八木山もその中に取り入れられるようなお考えも先では持たれておるとは思っておりますけれども、いま現在ですね、幸袋小学校の問題で目尾とのいろんな確執があるのではなからうかと思っておりますが、その辺はやはり保護者の方たちが、いま5、

6年生の方たちについては新しい中学校というか、中学校まで行きますけれども、小学校にこれから上がられる人たちの不安の解消は十分考えていただきたいと思っております。

それから鎮西地区の問題ですけれども、いま県との協議が難航しておるということですが、その辺について詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

学校施設整備推進室主幹

まず1点目のほうでございますが、小中一貫教育の根本に係ります問題で、弾力的運用と先ほど申し上げましたが、ご説明の際には当然、鯉田小学校に行っていたということになれば一中との連携が前提になりますので、その点については十分ご説明の上、ご判断をいただくようにさせていただきたいと考えております。また、目尾地区との協議というのも、先ほども申し上げましたように、現幸袋小中学校敷きに学校を建設するという決定に至っておりませんので、具体的な協議は行われてない状況でございます。当然、通学方法、通学路の整備等、地域からのご要望もあろうかと思っておりますので、できるだけ現在の幸袋中学校区の範囲でですね、通学に支障のないような形で努力をさせていただきたいと考えております。これにつきましては具体的にまだ協議も進んでおりませんので、具体的方策についてのご答弁は差し控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、2点目の鎮西中学校区におきましての農地転用にかかわる協議について、まだ終わっていないという状況をご報告させていただきました。この候補地につきましては、優良農地のちょうど中心部分にあたるということで、私どもも最初から楽観的な見通しというのは行っておりませんでしたけれども、予想以上に県の対応というのは厳しいものがあるということを実感しております。いわゆる県の農地を保全する立場にあります水田農業振興課の立場としては、鎮西地区には広大な土地があるのに、なぜこの優良農地の、しかも中心部分に学校を持ってこなきゃいけないのかと、他に候補地があるだろうと、それについてなぜここに持ってこなきゃいけないかという理由説明を今まで求められておりました。今後もまた協議は続くわけですが、徐々にではありますが私どもの考え方もご理解いただいて、協議については進展しているというふうに認識をしておりますので、もうしばらく時間はかかるかと思いますが、この問題については解決ができるのではないかと、現在私どもは見込んでおりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと考えております。

梶原委員

説明はわかったんですが、小中一貫の穂波地区、鎮西地区、幸袋地区をですね、同じ時期に同じ形でスタートさせるというふうな方向性が出ておりましたけれども、今のところ穂波についてはおそらく予定どおりにいけるような形が取れるのではなかろうかと思っております。ただ、その鎮西地区についてもできるだけ早くその問題解決ができないと、やはり同じスタートラインが取れないのではなかろうかと、特に幸袋地区についてはまだまだ協議が必要でしょうけれども、全部が一緒にスタートしなくても良いのではなかろうかと思っておりますけれども、やはり小中一貫教育を目指す中では、ある程度すべての学校が同じスタートラインから始めていくと、そういった形の中で飯塚市が全市挙げて小中一貫教育を目指しておるんだということをアピールする面についてもですね、その辺は十分に協議していただいて、できるだけ良い形で、早い小中一貫教育の門戸を開けるように努力していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねをいたします。今回の幸袋地区ですが、検討委員会で今の学校敷きということが投票で決まると、これについては確定ではないと。今度はどこが1番適当なのかという建設にかかわる検討委員、適地検討委員会ですか、そこにかけられる。そうしますと、今の検

討委員会と適地検討委員会での答えが同じときは良いでしょうが、違う場所ということも考えられると思うんですが、教育委員会としては平恒の場合も適地検討委員会の意見を重要視されて、今の平恒というふうにされたと思うんですが、今の検討委員会に投票までしてここですよというのを決められている。市民とすればあの記事が新聞に出ましたので、幸袋地区としては今の学校敷地内に建て替えるんだと、新聞報道だけではそういうふうな感を持ってある方が多いと思うんですが、今度は適地検討委員会で違う場所が選定されたら、最終的にはもちろん教育委員会がどちらが適当かということを決められるということなんでしょうが、それじゃ投票までしてと、私とそのメンバーであればですね、自分たちはこういうふうに1票を投じて、ここが適当というふうにしたんだけど、それはどうなるのかというふうなご意見もあろうかと思います。その辺はどのようにお考えですか。

学校施設整備推進室主幹

おっしゃるとおりでございます、それで先ほど申し上げましたように、この基本構想の検討会については候補地についてのメリット・デメリットを考えていただく場所で、候補地を決める場所ではありませんということを前提にスタートをかけました。ところが幸袋地区では、そのような形では皆さんのご理解がなかなかということがございます。そこで先ほど申し上げました、建設適地検討協議会の幸袋専門部会の方々についても、この基本構想の検討会の中で住民の方のご意向を確認するという作業を行うというのは、ご理解をいただいた上で進めたいきさつがございます。なお、今までご説明しておりませんでした、この基本構想の検討会の中には、この適地検討協議会の専門部会の方に皆さん参加をさせていただいております。なぜならば、地域の皆さんがどういうふうなご意向があるかということ、その会議の中に参加をさせていただいて、じかに感じ取っていただくほうがより適地検討される際に参考になるのではないかとということで、そのようなお願いをさせていただいております。なお、もう1つ加えますなら、その投票を行いましたけど、投票に際してはこの適地検討協議会の皆さんは中立の立場を保つということで参加はされておられません。その方々は投票されずに、他の参加者の皆さんで投票を行われて、決定ということではありませんが、どの意見が1番多いのかという確認をとっていただいたところでございます。当然、適地検討協議会につきましては開催された際には、そのような地域住民の皆さんの多数のご意向、これを十分勘案した中でご判断されるというふうに私ども認識をしておりますし、その点は進め方について双方確認しながら進めさせていただいたというふうに私ども考えております。

松本委員

今の検討委員会の中に適地検討委員会のメンバーも入っていただいて、皆さん方の意見、思いを十二分に感じていただいているので、今度は適地検討委員会の中でもそれが十二分に活かされるのではないかなというふうな教育委員会としてのお考えと、よろしいですか、その認識でわかりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

松本委員

すいません。この施設ではないんですが、小中一貫校についてお尋ねしたいんですが、ここでもよろしいですか。

委員長

はい。どうぞ。

松本委員

この幸袋だとか鎮西、これではないんですが、小中一貫校についてちょっとお尋ねをいたします。飯塚市は小中一貫を目指しておりますが、3月だったと思います、県のほうが中高一貫ということで、その中には筑豊地区にその学校をしたいと、県のほうのですね。県立嘉穂高校

という名前が上がっております。これは新聞にも載っておりますし、テレビでも放映されました。そうしますと、県のほうが中高一貫を目指して、嘉穂高校なりをという考えだと思っておりますが、飯塚市としては小中一貫を目指して今から整備をしようというところなんです、これについては、県のほうは嘉穂高校を持つその地元にも十二分に協議をするというような、これは県の一般質問と言いますかね、質問の中で出てきているんですが、そのようなことも出てきています。その後、県のほうから具体的にですね、そういう話があったのか。ないならないで県はそういうふうに進めていくんだらうと思うんですが、そうした場合に飯塚市の小中一貫に影響を及ぼすことになるらうと思うんですが、子どもたちは同じ子どもたちが行くわけですからね、その辺は教育委員会としてはどのような見解をお持ちか、お尋ねします。

教育長

先だっの議会の中でもご質問がありました。その時点で飯塚市の教育委員会のほうに県のほうから全く連絡がなく、あのような新聞報道になっておりました。それから数日後、県のほうから全く相談もなくあのような形でこれから先の見通しについて答えたことが、極めて具体的なことであるかのように報道されたことについて大変申し訳ないという断りの連絡がありました。今後、中高一貫校を筑豊地区にというような方針は県の教育委員会のほうで、まずは持っているようでございます。それが飯塚、嘉麻、桂川地区にできるのか、田川市、田川郡地区にできるのか、そこの決定はもちろんしておりませんので、今後、検討する際には飯塚市教育委員会の、それから筑豊地区の教育委員会等の声も聞きますという返事まではいただいています。今ご質問の飯塚市の小中一貫教育についてのメリット・デメリット、どんなふう考えているのかというお尋ねでございましたが、これ想定でのお答えでよろしいでしょうか。嘉穂高等学校に中高一貫校ができるのであれば、2つのデメリットが想定されます。1つは小中一貫を進めている中でも、やはり高等学校から嘉穂高校に行きたいというようなご家庭の子どもさんは、中学校から途中で抜けて中高一貫のほうに行かれることが想定されます。そのような子どもたちが小中一貫の中でリーダー的資質を持っている子どもたちであれば、9年間のトータルでの子どもの教育について飯塚市としてはやや心配する向きがあるということが1つございます。それから新しくできる中高一貫につきましては、校区を、これも想定ですが、おそらく筑豊地区全域とすると思いますので、高等学校から嘉穂高校に入学する定員数がおそらく減少されると思います。となると、地元から嘉穂高校に行ける子どもたちにとってはいま以上により狭き門になる。それで果たして良いのだろうかという、この2点について危惧しております。それで、ただいわゆる机上の勉強のための中高一貫では、私個人としても納得いくものではありませんので、本当に中高一環として勉強だけでなく、特色ある学校づくりをこの筑豊地区で進めていただくようなことでもない限り、なかなか納得はしたくないと思っています。より具体的に言いますと、例えば文武両道の本当の学校をつくっていただくとか、いま嘉穂高等学校ではSSH、スーパーサイエンスハイスクールの取り組みがなっていますので、そのような全国でも数少ない次世代の科学者育成プログラム、飯塚市には九工大も近畿大学工学部もありますので、そのような部分との接続まで想定した中高一貫校づくりをなさるとかですね、そのような展望があれば、本市としてもしっかり考えていかなければならないのではないかとこのように、まだ県と協議の前の段階ですから、うちのほうとしてはいろんなことを想定しながら、対応をしていきたいと考えているところでございます。

松本委員

いま教育長おっしゃいましたけれども、全くその通りだらうと思います。しかし県のほうはもう宗像高校と嘉穂高校という固有名詞をあげております。あげてるんですよ、新聞にも載ってるし、ニュース等でも言いました。私も聞きました。だから、もうこれ県が粛々とですね、そういうふうな地元の意向も聞くとは思いますが、進めていくんじゃないのかなという気が私はしています。その学校名まで出ているわけですからね。あれはちょっと間違いでしたという

わけにはいかんでしょう、県のほうも。そうしますと、いま言われるようなことが十二分に考えられる。飯塚市は小中を今からやろうと、一貫校をやっ払いこうとしてスタートを切ろうとしてるわけですから、そこら辺は県と十二分に協議をしていただいて、やはり飯塚市が目指した小中一貫にですね、県が中高一貫といって入ってきてですね、やっぱりデメリットのほうを考えなくてはならぬというふうに思います。ぜひ、その辺を協議していただきたいというのを重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「明星寺における産業廃棄物処理施設（破碎施設）設置計画に係る市の意見書提出について」の報告を求めます。

環境整備課長

それでは、「明星寺における産業廃棄物処理施設（破碎施設）設置計画に係る市の意見書提出について」ご報告させていただきます。

別紙資料をお願いいたします。1ページが意見書のかがみ、2ページが意見書の内容でございます。嘉飯山砂利建設㈱の産業廃棄物中間処理施設につきましては、県の紛争予防条例第10条第1項の規定に基づきまして、設置者の説明会が平成23年7月4日と同年8月7日に開催されております。それを受けまして同年8月22日、周辺住民からの意見書が嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に提出されております。この意見書につきましては、提出者149名、意見項目543項目に及ぶものでございましたが、県によって精査されまして、最終的に設置者の見解を要する項目は363項目となりまして、その主な内容につきましては、騒音・粉塵・水質汚染、通学路の安全確保をどのように行うかといった内容のものでございました。この意見書を受けまして、設置者より平成24年3月5日、県に見解書が提出されまして、それを受けて市のほうには3月23日に届いております。紛争予防条例では、この見解書に対しまして受理後14日以内に、市長は環境の保全上の意見を提出することができというふうになっているため、地元住民の皆さんの意見もお聞きし、4月5日付けで県に意見書を提出いたしております。

意見書の内容につきましては、先ほど申しました、資料の2ページのとおりでございますが、その中の(3)に関しまして、本来であれば経済建設委員会等で説明のあった後に、県に通知等すべき内容かとは思いましたが、意見書の提出期限が限られており、また、この意見書に記載しなければ、県はこの事実を知らないまま条例の手続きを進めていくことが考えられましたので、申し訳ありませんでしたが、設置者に通知した事実だけを今回加えた内容になっております。この点につきましては、誠に申し訳ございませんでしたが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市斎場に係る指定管理施設の評価について」の報告を求めます。

環境整備課長

それでは、「飯塚市斎場に係る指定管理施設の評価について」ご報告いたします。

別紙資料の「指定管理業務評価表」をお願いいたします。飯塚市斎場につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、株式会社九州互助センターが、管理・運営を行ってまいりましたが、平成23年度からにつきましても、株式会社九州互助センターが指定管理者に選定され、管理・運営を行っているところでございます。そのなかで、平成22年度の指定管理業務につきましても、平成24年4月3日、指定管理者評価委員会から評価の答申をいただきましたので、ご報告させていただきます。

別紙資料の「指定管理業務評価表」のとおり、業務履行状況、利用者サービスの各項目におきましては「協定等の内容どおり業務を履行しており、適正である」とのことで、B評価をいただいております。また、経済性の各項目におきましては、効率性の項目で「経営努力が認められる」、予算執行の項目で「経費節減に努めている」、財務状況の項目で「安定した財務状況である」とのことで、それぞれA評価をいただき、総合評価において「優良」との評価をいただいております。

この評価結果につきましては、指定管理者にも伝え、今後も引き続き、下段の総合評価の欄の右側の意見にもありますように、サービスの水準を維持したうえで効率的な運営を図っていくよう、指定管理者とも協議しながら努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災で発生したがれき広域処理の受入れ等の検討状況について」の報告を求めます。

環境施設課長

「東日本大震災で発生したがれき広域処理の受入れ等の検討状況について」ご報告いたします。

本年3月16日に野田総理及び細野環境大臣により、がれき受入れの要請文書が福岡県に送付され、また県議会におきまして3月23日に「県内の市町村に受入れを要請するよう知事に求める」決議案が可決されたところでございます。3月26日に福岡県による市町村等一般廃棄物担当課長会議が開かれ出席いたしております。

この中で環境省廃棄物対策課職員より、岩手・宮城両県の受入れがれきの安全性及び両県のがれきの処理状況、がれきに含まれる放射性物質の安全基準についての説明があり、また県廃棄物対策課職員より現地調査結果の報告及びがれきの受入れ検討にあたっての要点などについて説明がっております。

4月5日提出期限の災害廃棄物の受入れに係る検討状況の照会において、県のほうへ本市の回答といたしまして「飯塚市においても過去に甚大な浸水被害を経験していることなどから、がれきの受入れなくして被災地の復興はあり得ないと考えています。現在、受入れ自治体の情報・データ収集・分析及び最終処分場の延命化を図るため、飛灰及びスラグの処理委託先の安全基準に対する意向調査を行っております。また、がれき受入れにおける課題・問題点を検証し、市民及び施設周辺住民との合意形成を図り、受入れの安全性等を全てクリアすることにより、受入れが可能であるかどうかについて検討をいたしております。」という回答をいたして

おります。

3月22日に飯塚市議会において、東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受入れ等に関する決議案が可決されております。

4月10日に市議会議員各位へ被災地視察の件及び県説明会における資料の配布を行ったところでございます。

4月17日に東日本大震災飯塚市支援本部会議におきまして、県説明会の概要及びがれき受入れに係る対応状況について報告をいたしております。

4月18日に県廃棄物対策課とがれき受入れ等に関する打合せを行いました。その中で県内市町村のがれき処理の検討状況について、北九州市は5月上旬にがれき受入れの可否を判断するため、検討会議を設置する方針が示され、5月1日に開催されましたこの検討会議を傍聴しております。

また、がれき受入れに係る検討状況調査で「受入れる方向で検討中」と回答された、田川郡東部環境衛生施設組合におきましては、本年11月まで田川・川崎町清掃センターの改修工事により、ごみの一部を受入れる予定であるため、具体的に動けるのは12月以降とのこととございました。

がれき受入れについて市議会で可決の大牟田市につきましては、当面は受入れを見送る方針を明らかにされております。それ以外の市町村については、特に動きのある市町村は現在のところ「有りません」とのこととございました。

その他、福岡県として今後の広域処理における対応についてなどの打ち合わせを行っております。

技術的ながれき受入れに関する検討状況につきましては、飯塚市クリーンセンターと同型の溶融炉によりがれき処理を行っている自治体等での処理状況について調査、情報・データ収集でございますが、現在行っております。また、最終処分場の容量が危惧されることから、飛灰の委託処理業者において飛灰を引き取ることが可能な放射性物質の安全基準及び再製品化する際の安全基準について調査・検討をいたしております。スラグ・メタルにつきましても同様の調査・検討を行っております。これに関連いたしまして、最終処分場における浸出水の安全基準及び飛灰の脱塩処理における排水の安全基準が不明確なことから、環境省及び県に確認を行う必要があると考えております。

また、がれき処理におけます設備・機器等の課題につきましても、その主なものとしてバグフィルター「ろ布」における放射性物質の濃縮の有無、「ろ布」交換時の作業の安全性と処理方法及びバグフィルター内と灰処理機器内での放射性物質の堆積と濃縮の有無などについて検討を行っております。

施設周辺自治会代表への対応につきましては、3月21日に施設周辺自治会代表者等で構成される公害防止対策委員会におきまして、がれき広域処理について本市及び全国における対応状況の説明を行い、がれき受入れについて検討することの了解をいただいております。4月4日に幸袋地区自治会長会に、これは会長及び3役の方でございますが、飯塚市におけるがれき受入れ等に係る現在の状況についてご説明をいたしております。

また、市民団体との対応につきましては現在2団体に対し、がれき受入れに関する取組状況等の説明をいたしております。

まず、原発知っちょる会でございますが、第1回目、3月16日に市長あての要望書が提出され、その内容につきましては、東日本大震災のがれき受入れについては反対とした上で、被災地から避難したいと思っておられる方の受入れの促進についての要望が出されております。また、2回目でございますが、4月4日にクリーンセンターにおきまして、3月26日の県説明会の内容説明及びがれき受入れに関する現在の状況、今後の市の対応について説明を行っております。4月24日につきましては原発知っちょる会の主催で、環境ジャーナリスト青木泰

氏の講演会が開催されましたので出席いたしております。

また、玄海原発プルサーマル裁判を支える会・飯塚の会から、4月2日に市長あての要請書が提出され、その内容につきましては、震災がれきの広域処理問題について問題点及び情報の共有化を求めるとの要請をされております。

その他、3月中旬からクリーンセンターに寄せられました、がれき受入れに関する市民等からの意見につきましては、5月15日現在で182件のご意見をいただいております。そのうち反対意見172件、賛成意見4件、問合せ等が6件となっております。

また、視察の件につきましては、県と打合せを行いました。北九州市の動向も踏まえ、飯塚市として県と相談の上、視察市町村の選定につきましては、6月4日、5日の日程で宮城県石巻市、名取市を考えております。

今後の対応といたしましては、引き続き県との協議により情報・データ収集及び放射性物質の安全性の確認等を行い、課題等についての対応策を検討してまいります。

以上、報告事項の説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市ごみ専用指定袋等販売事務(四支所)委託の業者決定について」の報告を求めます。

環境施設課長

「飯塚市ごみ専用指定袋等販売事務(四支所)委託の業者決定について」ご報告いたします。

先の市民文教委員会で報告いたしておりました、飯塚市ごみ専用指定袋等販売事務委託について業者が決定いたしましたのでご報告いたします。

公募により業務希望者を募るため、本年3月30日告示により公告を行うとともにホームページ及び市報で、入札参加申請書提出期間を平成24年4月4日から平成24年4月17日までとして希望者募集を行いました。その結果、飯塚市忠隈494、飯塚市商工会の1者から申請書が提出されました。

審査の結果、飯塚市ごみ専用指定袋等販売事務委託公募型指名競争入札実施要領に定める入札参加資格要件を満たしておりましたので、この1者を指名し、実施要領の第11項に基づきまして随意契約の締結を行って業者決定をいたしております。

履行期間としましては、平成24年4月26日から平成25年3月31日までとし、平成24年5月31日まではごみ袋販売店に周知等の準備期間として、実際の業務につきましては平成24年6月1日からといたしております。

以上、簡単ですが、報告事項の説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「強風によるクリーンセンター車庫棟での事故発生の報告について」の報告を求めます。

環境施設課長

「強風によるクリーンセンター車庫棟での事故発生の報告について」ご報告いたします。

本件事故は、去る4月3日の火曜日、午前11時頃、飯塚市クリーンセンター内車庫棟におきまして、車庫棟内の資材保管用コンテナが強風により移動し、駐車中の車両を損傷させたものでございます。

損害の状況につきましては、車両左側面のフロントフェンダー及び後部ドアパネルを損傷したものであり、人身損害はございません。

事故の原因につきましては、事故発生時は台風なみの強風が吹いていたため、車庫棟内に設置していたキャスター付き資材保管用コンテナが、約6メートル離れて駐車されていた車両、これは所有名義がNPO法人クリーンネット飯塚協議会の車でございますが、その所まで移動し損傷を与えたものです。この事故に係る損害賠償補償につきましては、現在、相手方と協議しております。

また、再発防止対策としてコンテナのキャスターを取り外し、固定することで移動できないよう処理を行っております。

今後、このような事故を起こさないよう、十分に施設管理を行ってまいります。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺ごみ埋立地の市の責任に関する申し立てについて」の報告を求めます。

環境対策課長

「明星寺ごみ埋立地の市の責任に対する申し立てについて」ご報告いたします。

本件につきましては、飯塚市が平成元年に明星寺地内の個人の所有地に、埋め立て処理しておりました一般廃棄物、これは家庭系のごみでございますが、その後の土地の売買により地権者がかわり、造成工事中に埋め立てておりましたごみが露出し、工事がストップしたため、これに対する市の責任と市の対応について求められておりますので、本件に関するこれまでの経緯と現在の状況についてご報告いたします。

埋め立て箇所につきましては、お手元に配布しております資料に記載しておりますが、明星寺団地の北西側に当たります。

また、埋め立てた経緯につきましては、約23年前になりますが、平成元年に、当時の飯塚市が相田地区に設置しておりました旧清掃工場のオーバーホール期間中に処理できない家庭から回収したごみを埋め立て処理したもので、期間は平成元年2月20日から3月21日の間の25日間となっております。

また、埋め立てた量としては、当時の作業日誌ではパッカー車1,155台分、容積換算いたしますと約1,800立米程度と考えております。

また、市が個人の所有地にごみを埋め立てたことにつきましては、当時の地権者の了承を得て埋め立てたこと。当時の廃棄物処理法においては、埋め立て面積が1,000平米未満の小規模なものについては規制の対象外とされていたことなどから、法的な問題はないと考えております。

ただ、埋め立てから23年余りが経過しており、作業日誌以外の書類が見つからないため、当時の関係職員等への聴き取り調査を行っておりますが、詳細な事実確認については難しい状況となっております。

また、今回の申し出につきましては、本年4月6日に相手方から弁護士同伴のうえ、本件に対する市の責任の有無と責任がある場合の市の対応について口頭による申し出があり、市の顧問弁護士とも相談の結果、市の責任については、当時の地権者の了承を得ており、廃棄物処理法においても違法な点はないため、埋め立てに対する市の責任は認められないこと。また、市の責務として、廃棄物処理法に定める一般廃棄物の適正処理という点については、埋め立て処理した一般廃棄物についても認められること、および市も顧問弁護士に委任し協議を進めたいことを口頭により回答いたしております。

その後、市の顧問弁護士に、本件に関する事項の委任を行い、顧問弁護士から相手方の弁護士に対し申し入れの主体と具体的内容等に関する書面による回答依頼がなされ、5月8日に回答がっております。その主な内容といたしましては、申し入れの主体につきましては3者で、埋め立て地の現在の地権者と隣接する土地の地権者2者となっております。

また、申し入れの具体的な内容といたしましては、埋め立てたごみの撤去及び埋め立てたごみによる汚染の補償の2点で、その根拠として示されているのは、当時の地権者が了承したとする生ごみだけの埋め立てに対し、市はビニール袋を含めた収集したごみの全てを埋め立てていること。また、埋め立て箇所が隣接する土地の境界を越えており、隣接地の地権者の了承を得ていないことによる不法行為となっております。

これに対し、市といたしましては、廃棄物が埋まっている土地の範囲及び廃棄物の状態等を現地で確認のうえ、今後の方針を決定する必要があると考えておりますが、現状では申し出の件につきましては、廃棄物の撤去につきましては、埋め立てたことについて違法な点はないとした中で、当時の地権者と土地の使用目的等を定めた使用貸借契約書を締結したかどうか不明なこと。また、埋め立て地が森林法における林地開発の区域内にあり、跡地利用の緑化計画への支障や埋め立て処理したごみの安定化への影響が懸念されること。また、埋め立て当時に比べ周辺の地形等が変化しており、地盤も弱いため、近年の集中豪雨などによる廃棄物の流出等も懸念されることなどから、明星寺の埋め立て地については、あくまでも市の自主的な意向として、撤去のうえ焼却処理等を図りたいと考えております。

また、汚染の補償につきましては、ごみを埋め立てたことについては、当時の法令等に照らして違法な点はないとしておりますので、基本的に応じる必要はないと考えておりますが、汚染の実態などについて改めて具体的な資料等に基づく申し入れがあれば検討したいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

梶原委員

場所は大体わかりましたけれども、市のほうはそれを撤去していく考えもあるということですが、その場合にどのくらいの経費がかかるのか、お尋ねいたします。

環境対策課長

経費については、いま専門の業者等とも協議を進めておりますけど、撤去する量にもよります。当然、埋め立てた廃棄物に含みまして相当の土砂が入っておりますので、それを分別すること、その土砂をどのように処理するかについて、撤去する場合については今後検討したいと思いますが、相当な経費はかかるということは考えております。

梶原委員

一度、埋め立てたものをですね、出してまた処分するということは大変な費用がかかるわけですが、法律に基づいて違法な部分がないものについてはですね、埋め立てをそのままの状態にするのか、また、それに伴ってですね、先ほど汚染調査については申し入れあれば行うということでしたけれども、市のほうとしてはですね、その申し入れがなくてもやっぱりやるべきではないかなと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

環境対策課長

現状におきましては、先ほども言いましたように、廃棄物による汚染はないとした中で考えておりますが、先ほど言いましたように、現地で埋め立てました廃棄物等の現状を確認して検討していきたいと考えております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立学校の通学区域に関する規則の改正等について」の報告を求めます。

学校教育課長

「飯塚市立学校の通学区域に関する規則の改正等について」ご報告いたします。

飯塚市立通学区域審議会の第二次答申を受けた通学区域の取り扱いのうち、飯塚市立学校特認校制度実施要綱と穂波地区の学校選択制について、教育委員会会議において規則等を改正及び決定いたしました。

別添資料をお願いいたします。平成24年2月27日、教育委員会会議において、資料のとおり飯塚市立学校特認校制度実施要綱を制定し、現在までの小規模特認校に加え、施設一体型の穎田小中一貫教育校の通学区域については規則を改正し、それぞれの校区を残し市内全域から通学できる特認校制度を導入いたしました。

また、穂波地区の学校選択制につきましては9カ年の教育を見通した小中一貫教育を実施するに伴い、答申に基づき本制度を廃止し、全市統一した制度の下での通学区域に改正いたしましたので、ご報告いたします。

なお、本制度の廃止にあたりましては、平成24年度末までに本制度を利用した児童生徒は入学した学校へ卒業まで引き続き通学できるようになっております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「有線放送柱倒壊による自動車破損について」の報告を求めます。

穎田支所市民窓口サービス課長

「有線放送柱倒壊による自動車破損について」ご報告いたします。

資料として、事故発生場所の地図を配布いたしております。本件事故は平成24年2月28日、火曜日、夕方から降り始めた雪の重みにより、旧穎田町時代に町が設置し、現在飯塚市の所有となっています有線放送の木製の柱が倒れ、市道中央団地14号線に駐車してあった車両の後部屋根部分が損傷したものです。

当事者は、2月29日、水曜日の早朝出勤時、有線放送柱が倒れていたのには気付いたが、その時点では車両の損傷には気付かず、4月8日、日曜日、車を洗車しようとした際、後部屋根部分の損傷を発見し、4月10日、火曜日、穎田支所に届け出られたものです。その後、現地にて当事者立会いのもと事故を確認したものです。この事故によります損害賠償につきましては、現在、当事者と協議をしております。

今後このような事故がないよう有線放送柱の管理については十分気を付けてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。